平成２１年（フ）第３０３６号
福岡市西区野方４丁目27番12号
債務者　眞鍋　淑子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０３８号
福岡市中央区高砂１丁目22番６―305号
債務者　池田　　健
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０８０号
福岡市東区松香台１丁目１番16号
債務者　宮崎　　博
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１０８号
福岡市中央区平和３丁目９番６号
債務者　福田　敏計
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１１７号
福岡県筑紫野市二日市西２丁目１番11―303号
債務者　井上　洋一
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１２０号
福岡市西区大字西浦988番地
債務者　宗　　久志
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１２３号
福岡市東区名島５丁目24番13号
債務者　横山　三義
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１２６号
福岡市博多区上牟田２丁目６－７―203
債務者　冨康由香梨
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１３０号
福岡市城南区梅林２丁目５番32―206号
債務者　原　　洋一
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１３４号
福岡市博多区豊２－２―24レオパレス空港通Ⅱ―303
債務者　野口　雅子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１３７号
福岡市中央区警固１丁目12番２―302号
債務者　落合　昭子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１５２号
福岡市東区馬出２丁目３番43号
債務者　禅院　一仁
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１５３号
福岡県糟屋郡粕屋町大字長者原769番地２リバティーコート長者原Ａ101号
債務者　江頭　　勝
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１７１号
福岡市南区三宅２丁目24番９―101号
債務者　松下　龍雄
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１７３号
福岡市早良区四箇田団地４番213号
債務者　塩内真紀子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１７５号
福岡県糸島市志摩吉田1626番地２
債務者　青木酒店こと　青木　　要
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１９６号
福岡県糟屋郡須恵町大字須恵871番地１サンガーデン須恵Ｃ102号
債務者　桑野　和雄
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１９７号
福岡県糟屋郡須恵町大字須恵871番地１サンガーデン須恵Ｃ102号
債務者　桑野すず香
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部